

株式会社 G F
代表取締役 藤崎 耕治 様

香美市長 依光 晃一郎

「「(仮称) 嶺北香美ウィンドファーム事業」にかかるご質問に対する事業者の回答」に対する追加質問について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 7 年 7 月 10 日付でご回答いただいた「7 香美環境第 2401 号「(仮称) 嶺北香美ウィンドファーム事業」にかかるご質問に対する回答について」について、その回答内容に対し、下記の事項について再度お尋ねいたしますので、令和 7 年 9 月 19 日までに文書にてご回答いただきますようお願いいたします。

また、前回同様、本依頼文書及び貴社からのご回答については、同要望書を提出した香北町区長会有志に回送するほか、本市ホームページにおいて公表いたしますので、ご承知おきください。

記

1. 事業計画案の提示時期について

見解（1）において、「各種検討」を行うとされていますが、どのような検討を行うのか、具体的な検討内容をお示しください。

2. 環境対策の責任の担保

見解（2）において、「想定外」の事態の例示として、「南海トラフ地震によって地域全体が壊滅的なダメージを受けるような場合」を挙げていますが、2025 年 1 月に政府の地震調査研究推進本部が公表した南海トラフ地震の発生確率は「80%」であり、本市も震度 6 強～震度 7 の揺れと大きな被害が想定されています。「南海トラフ地震」は、本事業の事業期間中に当然発生し得るものとして「想定」すべき災害であり、「もはや事業運営会社の責任のみが問題になるような状況ではなくなっている事態」ではなく、事業運営会社が責任をもって対応すべき事態であると考えます。

また、「事業運営会社が事業を継続できなくなった場合、(略) 事業に担保権を有する融資銀行が担保回収の形で事業を取得し、事業継承先を探すことになります。」とのことですが、そもそも、事業継続ができなくなった事業を他企業が継承することは考えにくく、その場合には、責任をもって工作物の撤去、土地の原状回復を行う主体がいない

状態になるものと考えられます。

加えて、「事業運営会社」、「共同出資者」について述べられていますが、その構成についても不透明です。

見解（３）において、風力発電設備の撤去費用について、『事業計画策定ガイドライン』を参考に事業計画を立案する」とされていますが、本市が他の事業主体にいくつかの事例を確認しただけでも、風車そのものの撤去だけで設置費用の 20%以上の費用がかかっており、相当な額の積み立てが必要になるものと考えられます。

見解（４）では、「オールリスク財物保険」に言及されていますが、保険金支払いの上限額や災害に関する免責事項等が設定されるものと思われます。既に御社の他事業や、他社が加入している具体的な保険商品があるのであれば、具体的な要件も含めてお示しください。

以上を踏まえて、改めて、「２．環境対策の責任の担保」についてお答えください。

4. 地震発生時のリスクについて

見解（１）において、「73 基が稼働していた風車は 2025 年 6 月時点で、34 基が稼働」のようですが、残り「39 基」は「地震の影響」により現在稼働休止中なのでしょうか。もしくは廃業されているのでしょうか。

加えて、本市からは、「被災地への電力供給は可能だったのでしょうか」と質問していますが、回答が見受けられません。

また、見解（２）において、「震度 6 強の地震にも耐えられます」とのことですが、一方「本事業における被害については、事業自体に対しても、第三者に対しても無いものと想定しています」とされており、回答に矛盾が生じていると思われます。

以上を踏まえて、改めて、「４．地震発生時のリスクについて」についてお答えください。

8. 獣害の拡大について

見解（２）において、「定期的に罠の設置・捕獲を実施していると聞いています」とのことですが、情報源についてお示しください。

また、見解（３）において、「また、地元関係者、農林漁業関係者、行政、学識経験者、事業者で協議会を作ってください」とのことですが、行政としては協議会を作る予定はない旨、先般お伝えしたとおりです。本協議会はどなたに作っていただくのでしょうか。もしくは事業者側が主体となって関係機関を招集し、協議会を作られるのでしょうか。

以上を踏まえて、改めて、「８．獣害の拡大について」についてお答えください。

9. 愛媛県内での貴社事業の経緯について

見解において、中盤、有志一同から提出された資料を引用していますが、入力誤りが散見されますので、適宜修正を求めます。